

接続約款変更届出書

東相制第 21-00110 号

2022 年 3 月 31 日

総務大臣
金子 恭之 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう

代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年4月1日から実施します。
------	------------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄 (1Gbit/s タイプに限ります。)に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。 イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	772円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	180円	

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1 第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。 イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせて適用します。

2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額	655円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	128円	

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1 (網使用料) 1 (適用) 第29欄については、届出後、当社の準備が整い次第、実施します。